

広島県告示第千二百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年十二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
花園クリニック	福山市三吉町五丁目五―六	精神通院医療	精神科	桑原 美苗	平成十九年 一二月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
アロー薬局内海店	福山市内海町六二五―三	精神通院医療	平成十九年一二月一日
ありす薬局糸崎店	三原市糸崎四丁目四―一七	精神通院医療	平成十九年一二月一日
川北薬局	福山市神辺町川北九一〇―二	精神通院医療	平成十九年一二月一日
サンキ・ウエルバイ訪問看護ステーション呉	呉市焼山中央二丁目一―一五 藤井ビル二階	精神通院医療	平成十九年一二月一日